

『上・下水道料金の一括納付』を開始します

現在、別々にお支払いいただいている「水道料金（ガス料金を含む）」と「下水道使用料」を合算して納付していただく、「上・下水道料金一括納付」が始まります。

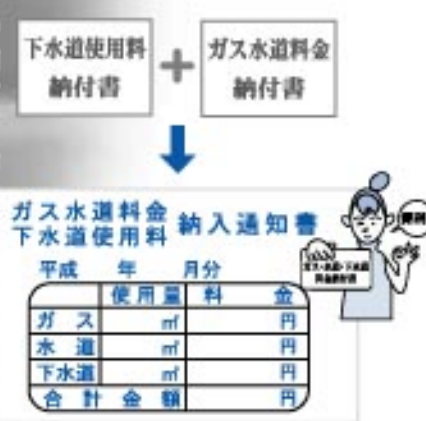
一括納付開始後は、引越越しの際の上・下水道の開始、廃止などの届け出や問い合わせは、ガス水道局で受け付けることとなります。

「一括納付」は、事務の経費削減と効率化による事業経営の改善、お客様の利便性を図ることを目的として実施するものです。ご理解とご協力をお願いします。（広報にかほ12月1日号8ページ）をご覧ください。

●開始時期
平成21年3月（使用分）から開始します。納付書発行日、口座振替日、納期限などは下表のとおりです。（仁賀保地域と金浦・象潟地域では検針時期が違

うことから、それぞれ期日が異なります。

●上下水道料金の内訳
「検針のお知らせ票（兼口座振替通知書）」と、「ガス水道料金・下水道使用料納入通知書（納付書）」で水道料金と下水道使用料の内訳を表示します。



●納付方法
【口座振替】
口座振替のお客様には「検針のお知らせ票（兼口座振替通知書）」をお送りします。振替日は、現在のガス水道料

金と同様、各月で振替日と再振替日（振替不能の場合）の2回あります。各地域それぞれ下表のとおりです。
※現在、水道、または下水道のどちらか一方だけ使用しているお客様も、すべて「上・下水道料金」として振り替えされます。通帳には「ガス〇ガツ」と記載されます。

【納付書払い】
納付書払いのお客様には「ガス水道料金・下水道使用料納入通知書（納付書）」を送付します。
支払場所は、ガス水道局や、現在の取扱金融機関のほか、コンビニエンスストアで休日・夜間でもお支払いできます。（支払場所等詳細は、納付書の裏面に記載されています）

●納付スケジュール
現在のガス水道料金の納付スケジュールに合わせるため、下表のとおり、下水道使用料の納付スケジュールを調整します。

一括納付の開始に伴う下水道使用料の納付スケジュール

	1月分（現行）			2月分（調整）			3月分から（一括納付開始）		
	納付書発行日	口座振替日	納期限	納付書発行日	口座振替日	納期限	納付書発行日	口座振替日	納期限
仁賀保	公共下水道区域	2月26日	3月5日	3月24日	3月30日	4月23日	毎月20日頃	毎月28日 再振替翌月9日	毎月10日頃
	農集排区域	2月20日	2月27日	3月1日	3月31日	3月31日	毎月10日頃	毎月20日 再振替毎月28日	毎月30日頃
金浦象	公共下水道区域	2月26日	3月5日	3月24日	3月30日	4月23日	毎月10日頃	毎月20日 再振替毎月28日	毎月30日頃
	農集排区域	2月20日	2月27日	3月1日	3月31日	3月31日	毎月10日頃	毎月20日 再振替毎月28日	毎月30日頃

※口座振替日が土・日曜、祝日の時は翌営業日になります。

※一括納付開始後（3月分以降）は、これまでのガス水道料金の納付スケジュールと同じくとなります。
※ガス水道料金の納付スケジュールに変更はありません。

『一括納付』の実施にあたり「請求時期」と「支払方法等」を統一します

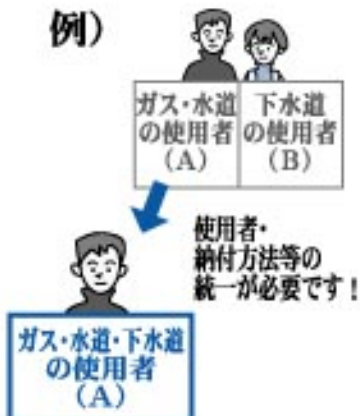
～皆さまの「理解とご協力をお願いします」～

下水道使用料の請求時期が調整・統一されます。納付の準備をお願いします。

「一括納付」の実施にあたり、「水道料金」と「下水道使用料」の請求時期と支払方法を調整・統一する必要があります。

●「請求時期」の調整・統一
現在、ガス水道料金より、1カ月程遅れている下水道料金の請求時期を早めて調整・統一します。これにより2月と3月分の下水道使用料の請求が短期間に集中してしまいます。下水道使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、納付の

準備をお願いします。（右ページの下水道使用料の納付スケジュールを確認してください）
●「支払方法等」の統一
「ガス水道料金」と「下水道使用料」の使用者名、支払い方法（直接納付または口座振替）や引き落とし口座（それぞれ別の口座からお支払いの人）を統一する必要があります。ガス水道と下水道の支払方法等が異なるお客様には、すでに変更手続の案内通知を送付していますので、2月10日（火）までに手続きしてください。



◆問合先
今後より一層、経費削減を図り、効率的な事業経営に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

下水道課 ☎38・3006
ガス水道局 ☎37・3131

秋田県知事選挙

～投票日は4月12日（日）です～

選挙告示日 3月26日（休）
投・開票日 4月12日（日）
投票できる方 平成元年4月13日以前に生まれ、平成20年12月25日以前から引き続いて「にかほ市」に居住し住所を有している方

- ※①選挙人名簿に登録されていないと投票できません。学生等で住所をにかほ市に置き、市外に居住している場合は、選挙人名簿に登録されていません。
- ②平成20年12月26日以降、にかほ市から県内へ転出した方は、引き続き県内へ住所を有する証明書（住民票抄本でも可能）を提示し、にかほ市で投票できます。
- ③平成20年12月26日以降、県外へ転出した方は投票できません。期日前投票後に転出した場合は有効です。

～投票立会人を募集します～

イ) 期日前投票立会人
期間 3月27日（金）～4月11日（土）の16日間
時間 午前8時30分～午後8時
場所 象潟庁舎、金浦庁舎、スマイル
人数 各期日前投票所ごとに1日2名
報酬 9,500円（日額）

ロ) 投票日の投票立会人
日時 4月12日（日）
午前7時～午後7時
場所 市内41投票所
※自身の投票区投票所
人数 各投票所2名
報酬 10,700円（日額）
申込方法 はがきか電子メールで①住所②氏名③生年月日④性別⑤電話番号⑥イ・ロの別（両方申込可。イは立会希望日を明記。複数日も可）を明記して応募してください。

※応募多数の時は抽選となります。
※結果は後日通知します。
申込期限 2月26日（休）
申込・問合先 〒018-0192
にかほ市象潟町字浜ノ田1
選挙管理委員会事務局
☎43-7506
E-mailsenkan@city.nikaho.lg.jp